


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会  
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 24年4月10日

## オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名 <sup>1</sup>			
西予市地域活性化・循環型社会づくりと連動した森林整備(間伐促進)活用プロジェクト ～コウノトリとツルの飛来地、人と共生による環境保全～			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	西予市(セイヨシ) 		
住所	愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1		
代表者氏名	三好幹二	代表者役職	市長
担当者氏名	武内幸希典	担当者 所属部署・役職	産業建設部産業創出課 産業振興係長兼雇用対策 係長
担当者 E-mail	yukinori.takeuchi@ city.seiyo.ehime.jp	担当者電話番号	0894-62-6429
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	西予市、西予市森林組合、明浜町財産区、宇和町財産区田之筋地区管理運営委員会、宇和町財産区下宇和地区管理運営委員会、湊筋地区財産区、野村地区財産区、中筋地区財産区、高川財産区		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	西予市(セイヨシ)		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	SGSジャパン株式会社		

<sup>1</sup> プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしていただくことは可能です。

プロジェクト情報	
プロジェクト概要 <sup>2</sup>	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p><b>【プロジェクトの目的・内容】</b></p> <p>(目的)</p> <p>西予市は、森林面積が地域の75%を占め、かつ、一級河川・肱川の源流域に位置していることからその水源涵養や災害防止機能の面で重要な役割を担っている。地域産業としても間伐、造林、林道網の計画的整備等により、林業従事者の経営基盤の強化を図るとともに、当該森林が担う多様な公益的機能の発揮が一層求められ、本市では引続きその維持増進を図るものとしている。</p> <p>一方、本市は、宇和海に面した明浜町・三瓶町、歴史的な町並み・豊かな稲作地帯の宇和町、酪農地域の野村町、四国山地やカルスト台地を含む山間地域に位置する城川町等、変化に富んだ豊かな自然資源や歴史的環境に恵まれ、これら資源や環境を活かした地域の活性化が課題となっている。</p> <p>本事業の推進により、当該森林のもつ水源涵養、災害防止機能の維持・増進に一層寄与するとともに、計画的整備に伴うCO2吸収量の環境価値化と地域経済の活性化や市民生活における環境対応等とを積極的に結び付けることにより、低炭素化社会における循環型地域システム創出の一環として推進を目指すものとする。</p> <p>(内容)</p> <p>西予市が中心となり、森林財産を管理する市内 6 財産区(7 地区)及び間伐実施者である西予市森林組合の協力を得て、対象となる森林の間伐事業による CO2 吸収量についてオフセット・クレジット(J-VER)の取得・販売をおこなう。</p> <p>又、本プロジェクトを「地域活性化・循環型社会づくりと連動した森林整備(間伐促進)活用プロジェクト」の先導的プロジェクトとして位置づけるもので、クレジットの利活用に当たっては、適切なクレジット管理・利活用事業主体の設置のもと、以下のような取組みを連動して実施予定である。</p> <p>①クレジット化による収入金の活用によるさらなる森林施業の促進</p> <p>②間伐等計画的な森林整備に伴う CO2 吸収量のオフセット・クレジットを活用した活性化事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オフセット・クレジットの販売を通じた地域と企業、地域と都市等との交流拡大のためのきっかけづくり</li> <li>・西予市農水産品とオフセット・クレジットの連携による地場製品の環境対応促進とブランディング化</li> <li>・ツルやコウノトリが自然に飛来してくる稀な地域であり、その環境保全対策</li> </ul> <p>③オフセット・クレジットの販売収益を原資とした地域通貨券の創出及びその活用による市民の環境対応や活動支援システムの構築</p> <p><b>【適格性基準との整合性】</b></p> <p>条件1:当プロジェクト対象地は、森林法第5条に定める森林で、森林施業計画の認定を受けている。</p> <p>条件2:①森林施業計画対象林の内、スギ・ヒノキ林の2007年11月～2013年3月までに間伐が実施される林分を対象とする。</p> <p>②森林施業計画対象林の中には主伐の計画はない。間伐対象林については、土地の転用及び主伐の計画はない。モニタリング・検証に当たっては伐採届などによりそれらを確認する。</p> <p>③平成24年度(2012年度)以降、森林施業計画は、新たに策定される森林経営計画に移行することとなるが、プロジェクト対象林の適切な管理が維持されるよう整備計画の中にこれらの管理について明記し位置づけていくものとする。</p> <p>条件3:当該プロジェクト対象林は、森林法第5条に定める森林で、森林施業計画が策定され、西予市によりその認定を受けている。間伐方法及び間伐率についても森林施業計画に基づき実施している。認定番号は次のとおりである。</p> <p>施業計画の認定番号 <u>2007-214-003,2007-214-004,2007-214-005,2007-214-007,2007-214-008,2007-214-010,2007-214-011</u></p> <p><b>【法令遵守状況】</b></p> <p>関連する関連法令は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林・林業基本法</li> <li>・森林法</li> <li>・森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)</li> </ul>

【採用技術】

機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
デジタルレーザーコンパス	レーザーテクノロジー社	5年	平成20年2月	面積測量機
トリプルGPS受信機	(株)ニコントリプル	5年	平成16年3月	面積測量機(GPS)
デジタルレーザーコンパス	レーザーテクノロジー社	5年	平成20年2月	樹高測定器
輪尺	大平産業	-	平成元年	胸高直径測定器

【モニタリング方法】

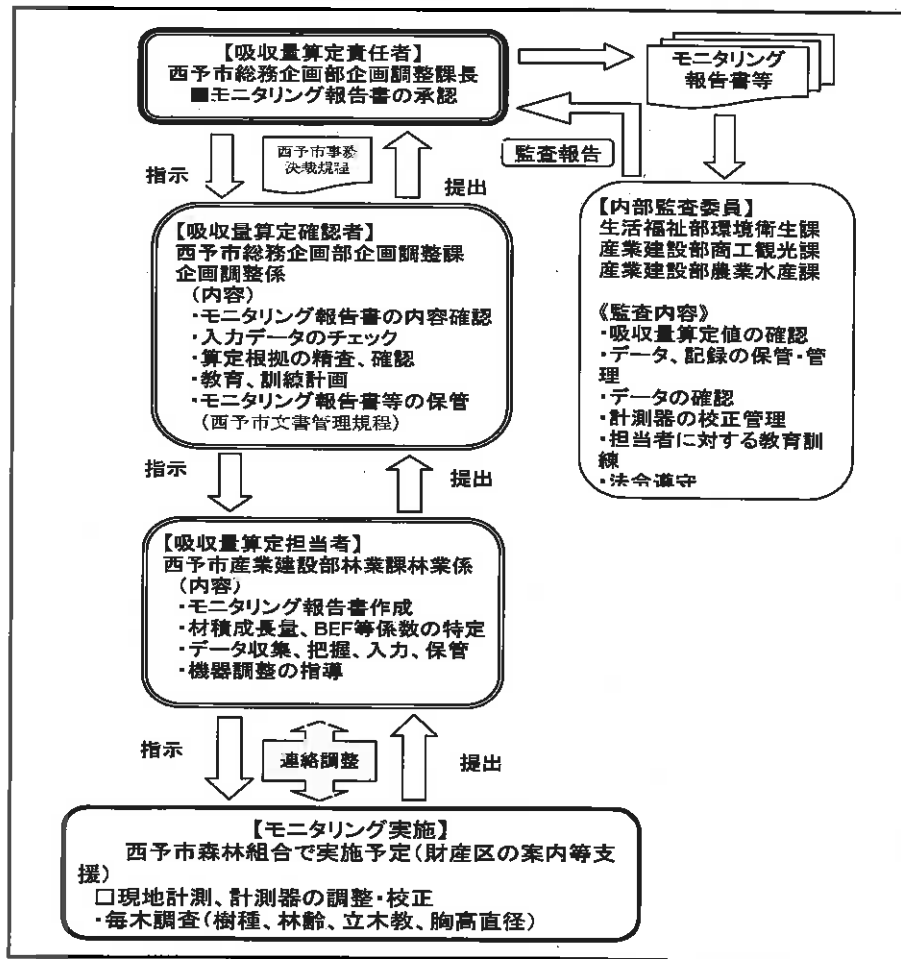
上記に記載の機器により、モニタリング方法ガイドライン Ver4.0 に従い実施する。

- ・活動量: 実測
- ・拡大係数: 公表資料である「京都議定書 3 条及び 4 条の下で LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」を利用
- ・収穫予想表: 愛媛県森林簿現実林分収穫表を使用

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

R001Ver5.0 森林経営活動によるCO2吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)に関する方法論における算定式を準拠

【モニタリング体制】※モニタリング体制は次のとおり



【QA / QC 体制】

(1) 教育訓練

○産業建設部林業課担当

プロジェクト事業者(財産区、森林組合)に対し、J-VER制度の仕組みや求められる精度などを説明する。特に測量方法及び測量機器の状況確認を行い、測量機器の保持点検などを森林組合に指導する。モニタリングデータについては、企画調整課と協力して正確なデータが取得できるようにモニタリング手法の説明を行う。また、測量機器の保持点検など必要な管理について指導する。  
内部監査員に対して、J-VER制度を把握するためのガイドライン等、必要な書類を提示し説明を行う。

○総務企画部企画調整課担当

プロジェクト事業者(財産区、森林組合)に対し、J-VER制度の仕組みや適正に進むように指導する。モニタリングデータについては、林業課と協力して正確なデータが取得できるようにモニタリング手法の説明を行う。また、測量機器の保持点検など必要な管理について指導する。  
林業課と企画調整課担当は、お互い連携を密にし、プロジェクト事業者(財産区・森林組合)に対し、必要な指導やモニタリングデータの精度保持に努める。

○森林組合担当(モニタリング実施)

担当者は、測量機器使用者に対し、測量機器の状態や正しい取り扱いについて注意を促し、正確なデータ取得に努めるよう指示する。

(2) 情報の保管

企画調整課担当は、プロジェクト計画書及びモニタリング報告書作成に関する書類を、西予市公文書管理規定に従い保管する。なお、データの保管期間は、オフセットクレジット(J-VER)制度利用約款の森林管理プロジェクト特約第2条に定める期間(平成35年3月31日)までとする。

(3) データの確認

林業課林業係担当は、西予市森林組合が調査したデータ及びそれを整理したもの(実測図面など)のチェックを行い、入力ミスを低減する。また、モニタリングデータを基に林業係が作成するモニタリング報告書について、体制図のとおり企画調整課企画調整係が内容を確認、精査する。また、その確認が終了した後、西予市の承認手続き(起案とそれに対する決裁)に基づき、企画調整課長が内容を確認する。

(4) 内部監査

西予市産業建設部農水産課長・商工観光課長及び生活福祉部環境衛生課長が行うものとし、J-VERプロジェクトを進める体制や実施ルールが、ガイドライン等において要求されている事項に適合しているか。あるいは効率よく機能しているか確認する。

具体的には、内部監査委員が年1回、企画調整課及び林業課で管理、保管する書類(プロジェクト計画書、モニタリング報告書、その基となるデータ等)を基に、プロジェクトの推進状況及び推進体制の全体に関して監査を行う。その際、監査報告を受けた企画調整課長は、その指摘に対し、林業課林業係担当、企画調整課企画調整係担当及び西予市森林組合に確認および聞き取りを行い、再度、内部監査委員に報告する。

(5) その他

① 適切な森林管理

定期的な林況チェックとして、森林施業(間伐)のつど、間伐施業者委託先からプロジェクト代表者に森林の状況を報告させる。ただし、主伐、風水害等により森林の永続性が失われたことを確認した場合は、間伐施業者委託先もしくは市により調査する。また、その後の必要な措置として、森林国営保険による補填、その他については自力により植栽を実施し永続性を保つよう検討する。しかし、植栽ができず永続性の確保が困難であると判断された段階で、認証運営委員会に対し、しかるべき手続きをする。

② 施業効率の改善

プロジェクト事業者(森林組合)は、下記に努めるものとする。

- ① 伐採搬出技術向上への研修会に積極的に参加し、施業効率の向上を図る。
- ② 林業労働災害防止協会等が主催する安全衛生に関する講習会に定期的に参加する。

③ 測定機器の維持・管理

林業課林業係担当が、西予市森林組合に対し、機器の使用前に破損及び調整不良がないか確認することを指示する。また、年1回、適正な精度により測量できるかを確認させるとともに、機器の適正な保管を指示する。

プロジェクト実施場所	(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。)						
	明浜町財産区	明浜町俵津 10 コウ-584、10 コウ-424-1、10 コウ-773-1、10 コウ-774-1、10 コウ-794-1					
	宇和町財産区 田之筋地区	宇和町新城 36、明石 132、134、135、2101、2114、2115、2116、2121、窪田-492-1、492-2、平野 820、田野中 2070、2071、					
	宇和町財産区 下宇和地区	宇和町明間 2111-1、2114-1、2114-2、2114-4、下川 3327					
	溪筋地区財産区	野村町河西 1211-1、1211-6、野村町四郎谷 2 コウ-339-1、野村町長谷 1410、野村町鳥鹿野 134、266、1910、1969、野村町白髭 3 コウ-63-1、3 コウ-63-5					
	野村地区財産区	野村町野村 17 コウ-15、17 コウ-21、17 コウ-31、17 コウ-33、17 コウ-40、17 コウ-44-1、17 コウ-44-6、17 コウ-58-1					
	中筋地区財産区	野村町高瀬 2770、2265					
	高川財産区	城川町川津南 1416-1、1417-1、1417-2、1417-5、1417-7、1417-8、1417-9、1417-10、1417-11、1417-14、1417-16、1417-18、1417-20、1417-23、1419、1418-1、1422-1、1422-2					
<方法論 R001・R002・R003のみ> プロジェクト対象面積	スギ 48.9ha、ヒノキ 183.8ha 計 232.7ha						
プロジェクト期間	2007年11月1日～2013年3月31日(5年5ヶ月)						
クレジット期間	2008年4月1日～2013年3月31日						
プロジェクト計画開始届提出日	2011年12月22日						
妥当性確認終了日	2012年4月10日						
想定削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計 <sup>3</sup>
	t-CO <sub>2</sub>	614.6	810.0	989.2	1,161.8	1,100.3	4,675
適用モニタリング方法ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) ver. 4.1						
適用方法論	方法論番号	JRAM R001 ver. 5.0					
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)					

ダブルカウントの防止措置		
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)	印
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p><b>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 20px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 20px;">理由: _____</p> <p><b>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>	

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: \_\_\_\_\_

出版物 (環境報告書/定期刊行物)

その他 具体的に: \_\_\_\_\_

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: \_\_\_\_\_

その他

具体的に: \_\_\_\_\_

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

備考欄

以上